

令和5年度

第92回全国民生委員児童委員大会（広島大会）

活動交流集会 資料

【シンポジウム2】

新たなこども政策と

これからの民生委員・児童委員活動

令和5年11月22日（水）

全国民生委員児童委員連合会

新たなこども政策とこれからの民生委員・児童委員活動

ねらい

令和5年4月のこども家庭庁設置とあわせて児童福祉法が改正されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、わが国の子ども・子育て家庭の支援に向けた体制や法制度は転換期を迎えました。改正児童福祉法では、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関となる「こども家庭センター」の設置を市町村の努力義務とすることや、児童養護施設等の退所者の自立支援の強化など、地域や社会における包括的な支援のための体制強化等を行うこととしています（令和6年4月施行）。

全民児連では、「全国児童委員活動強化推進方策2017」を策定し、それぞれの時代における社会状況、子ども・子育てを取り巻く課題を踏まえた活動の方向性を提示してきました。また、令和6年1月には主任児童委員制度が創設30周年を迎えるなど、今後も地域の「身近なおとな」として子ども・子育て家庭に寄り添い、住民や関係機関・団体と連携を推進するべく、本シンポジウムでは、制度動向などを踏まえたこれからの子ども・子育て家庭支援のあり方や民児協の関わり方を考えます。

- コーディネーター おお たち さとる
大 竹 智 （立正大学 教授）
- シンポジスト やま ぐち まさ ゆき
山 口 正 行 （こども家庭庁 成育局 成育環境課長）
- はし もと たつ まさ
橋 本 達 昌 （福井県 社会的養育総合支援センター一陽 統括所長）
- おお すぎ ゆ み
大 杉 由 美 （広島県 東広島市こども未来部こども家庭課
こども家庭総合支援担当参事）
- さ く ま やす あき
佐久間 保 昭 （広島県 東広島市安芸津地区
民生委員児童委員協議会 会長）
- たか やま しな こ
高 山 科 子 （全国民生委員児童委員連合会 副会長）
- 運営責任者 まつ した あきら
松 下 明 （全国民生委員児童委員連合会 副会長）
- はや み かつ ひこ
速 水 克 彦 （全国民生委員児童委員連合会 理事）
- 運営幹事 こ もり ゆう じ
古 森 祐 治 （広島県民生委員児童委員協議会 副会長
／神石高原町民生委員児童委員協議会 会長）
- 司会進行 くわ はら まさ お
栗 原 征 男 （広島県民生委員児童委員協議会 理事
／東広島市民生委員児童委員協議会 会長）

※敬称略

※写真に写る人物には発表者等を通じて掲載の了承を得ました

【シンポジウム２】シンポジスト

こども政策の課題と方向性

こども家庭庁 成育局

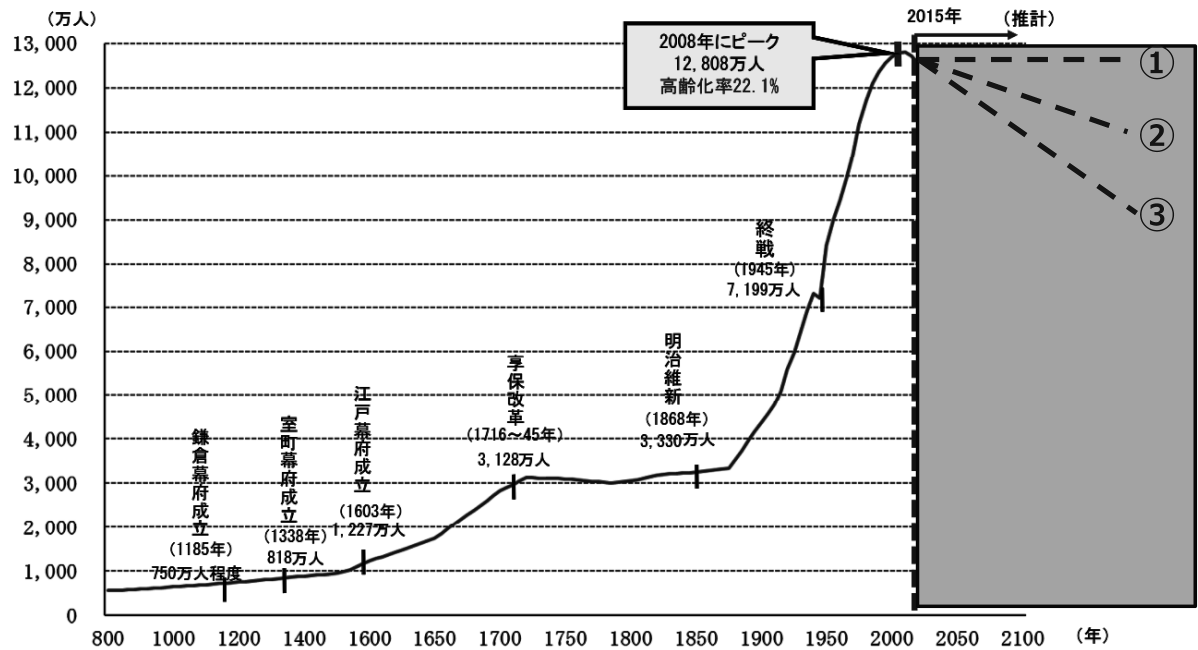
成育環境課長 山口 正行

こども政策の課題と方向性

令和5年11月22日
こども家庭庁 成育局
成育環境課長 山口 正行

こども・子育てをめぐる現状

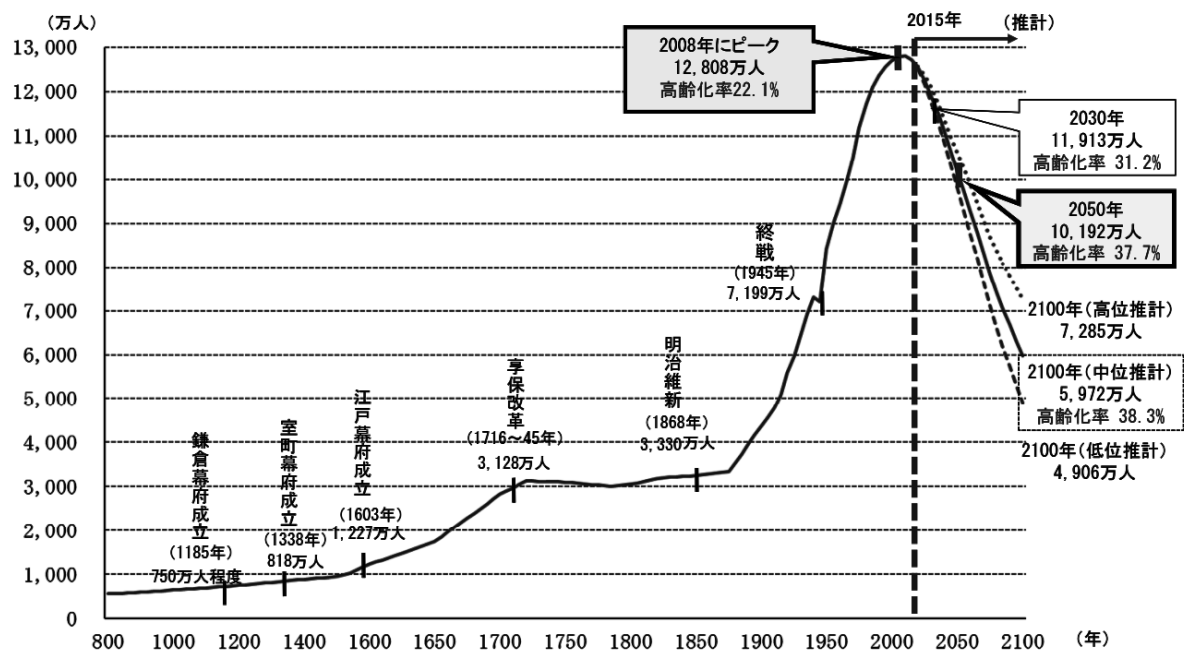
日本人口の歴史的推移



出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ(令和2年 10 月国土審議会計画推進部会国土の長期展望専門委員会)(一部を加工している)

2

日本人口の歴史的推移

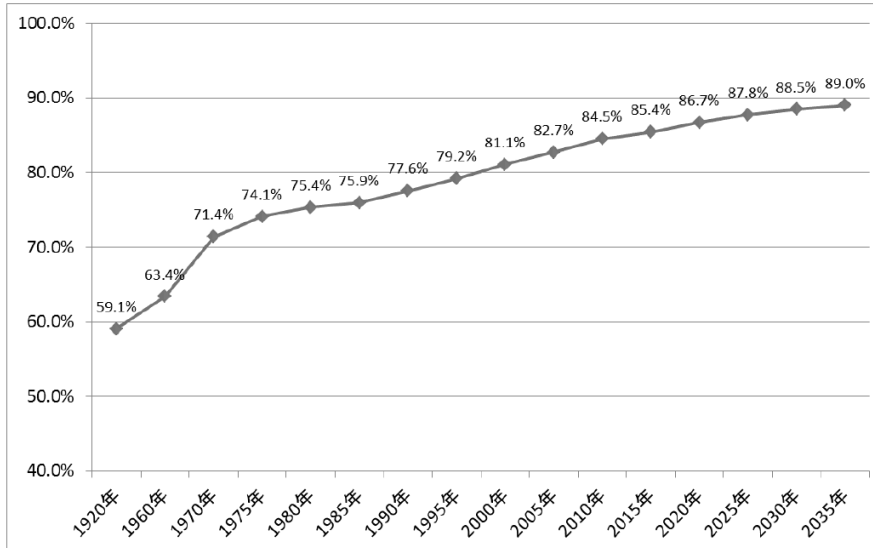


出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ(令和2年 10 月国土審議会計画推進部会国土の長期展望専門委員会)

3

親族世帯数に占める核家族世帯数の比率の推移

- 単独世帯を含まない親族世帯の中で見ても、核家族世帯（夫婦のみ世帯、夫婦と子世帯、ひとり親と子世帯）の占める割合は一貫して増加しており、今後も増加を続けることが見込まれている。



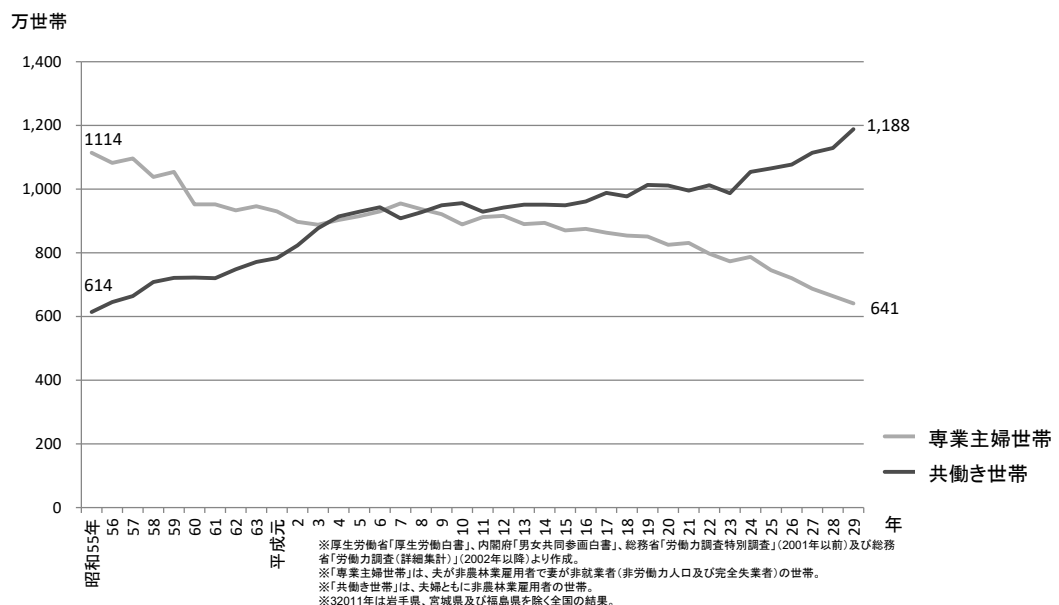
（出典）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2016年版」及び「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」（2013(平成25)年1月推計）を元に総務省市町村課にて作成。
※2015年以降は非親族世帯を含む一般世帯数に占める核家族世帯数の比率を示した。また、2015年以降は推計値。

4

4

専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移

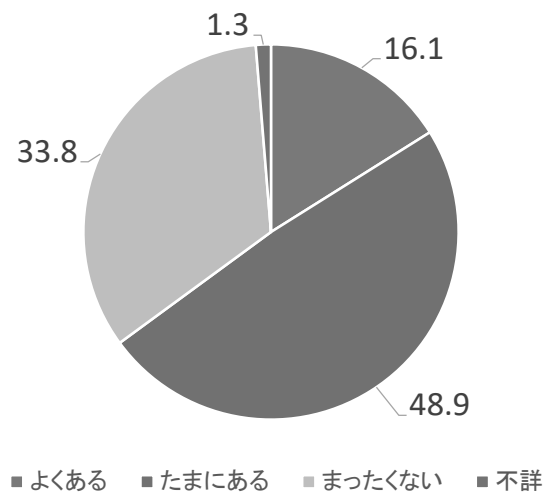
- 専業主婦世帯と共働き世帯数はそれぞれ減少と増加を続け、1990年代には共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回った。
○ 現在、共働き世帯は1,188万世帯、専業主婦世帯は641万世帯となっている。



5

子どもとふれあう経験

赤ちゃんをあやしたり、小さな子の面倒をみたりしたこと
(高校生等)

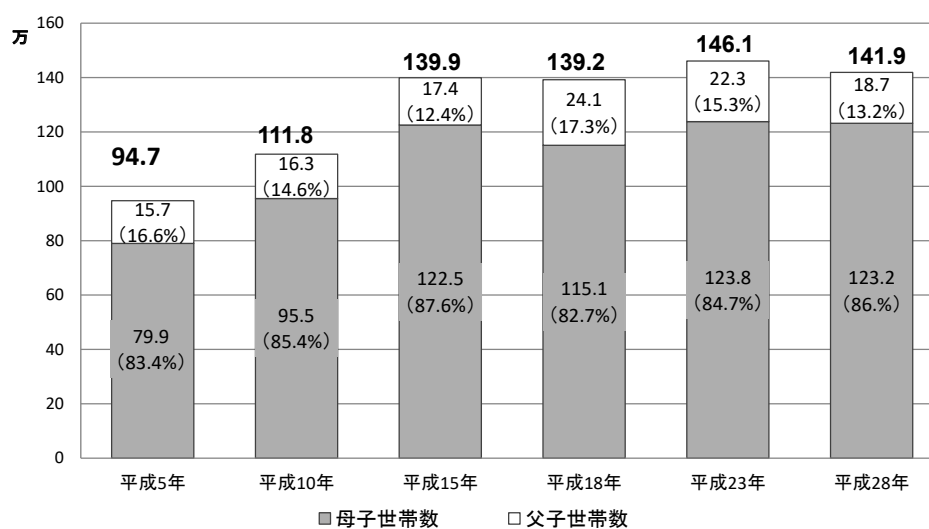


資料出所：「平成26年度全国家庭児童調査結果の概要」（厚生労働省子ども家庭局）

6

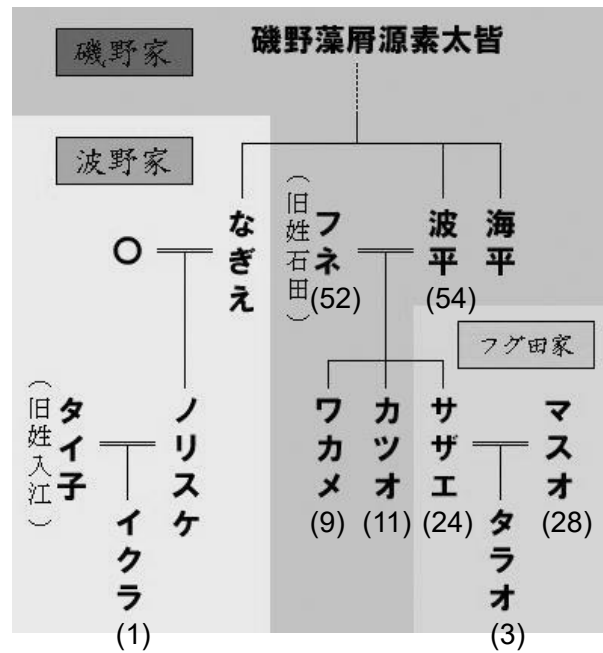
母子世帯・父子世帯の数（推計値）

○平成28年度の母子世帯は123.2万世帯、父子世帯は18.7万世帯となっている。
○平成23年度と比べると、平成28年度は母子世帯は0.6万世帯減少し、父子世帯も3.6万世帯減少している。



7

昭和の大家族の例

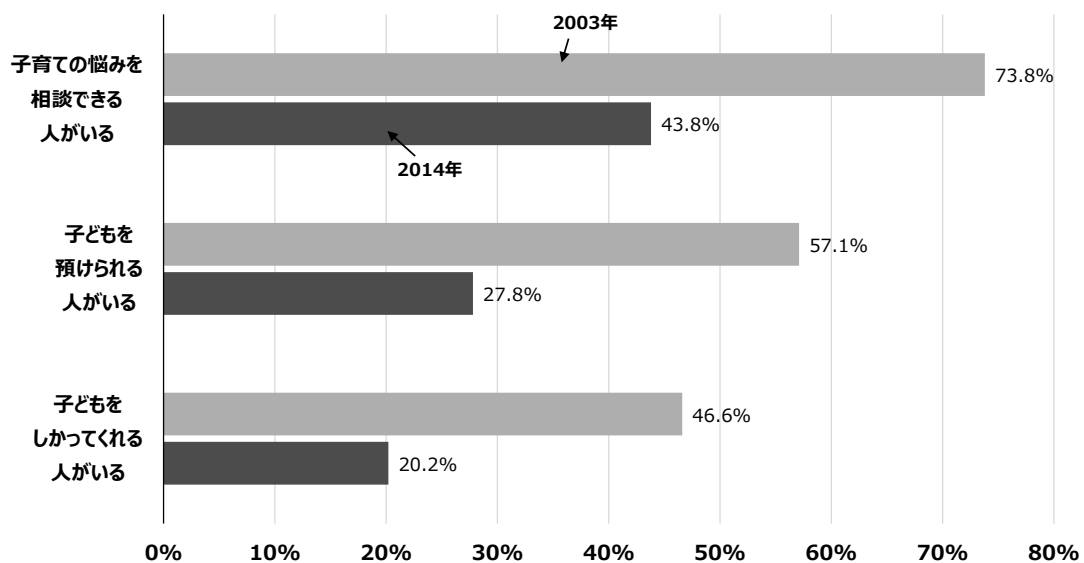


※ フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』の画像に年齢を書き加えている

8

子育て環境の変化

地域の中での子どもを通じたつきあい

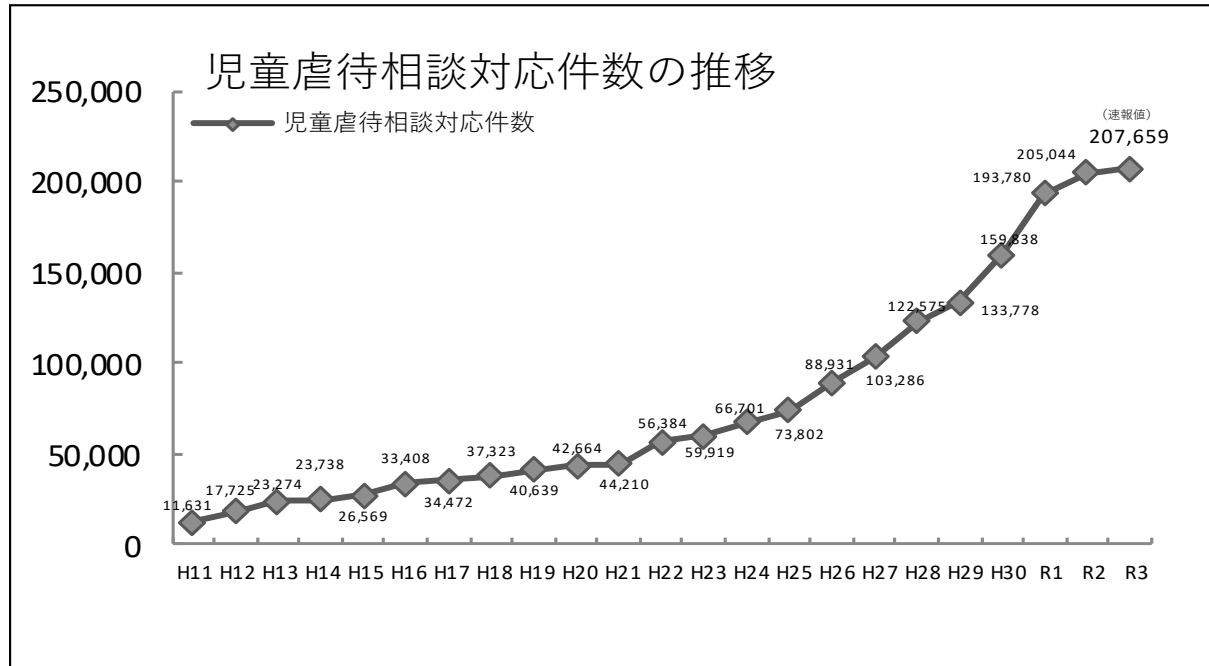


(出所) 内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」、UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託) (2003年)、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査2014」(2014年)を基に作成。

9

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

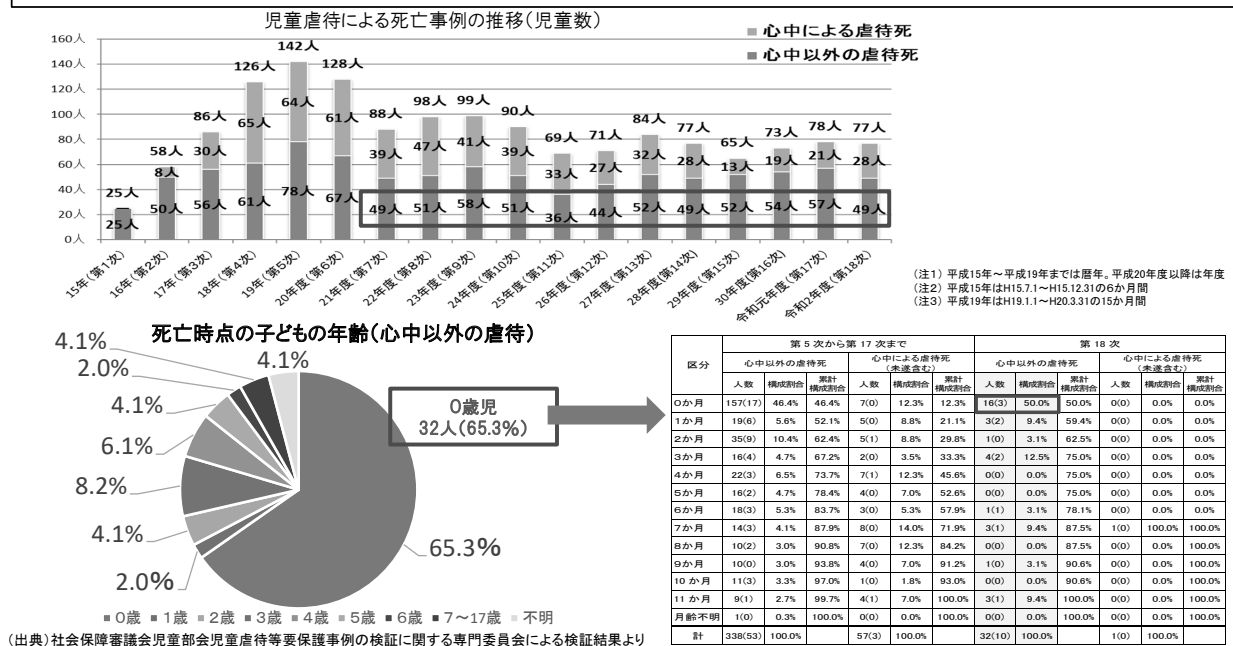
○ 令和3年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、207,659件。平成11年度に比べて約18倍。



10

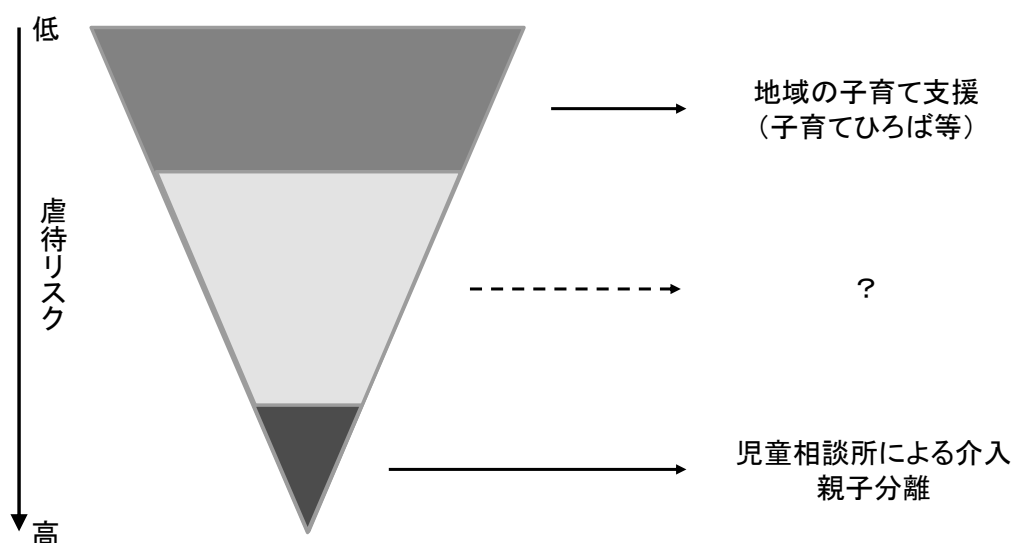
児童虐待による死亡事例の推移と虐待死に占める年齢割合

- 毎年、児童虐待による死亡事例が発生しており、心中以外の虐待死亡事例の人数はほぼ横ばい。（令和2年度心中以外の虐待死は49人）
- 年齢別でみると、
 - ・ 0歳児が最も多く（令和2年度心中以外の虐待死 65.3%）、そのうち月例0か月児の死亡は50.0%であった。
 - ・ 2歳児以下の割合は約7割（71.4%）を占めている。



11

家庭の虐待リスクと子育て支援策（イメージ）



12

こども・子育てをめぐる環境の変化

- 少子高齢化の進展、核家族化、共働きの増加など社会構造の変化
- 価値観の変化による地域のつながりの希薄化



地域や家族で子育てを支える力が弱くなっている
（地縁・血縁による支援の弱体化）

+ コロナ禍による困窮・孤立のリスク増大



身近な地域で子育てを支える必要性の増加
（特に、「イエローゾーン」層へのアプローチ）

13

改正児童福祉法

14

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等（は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

15

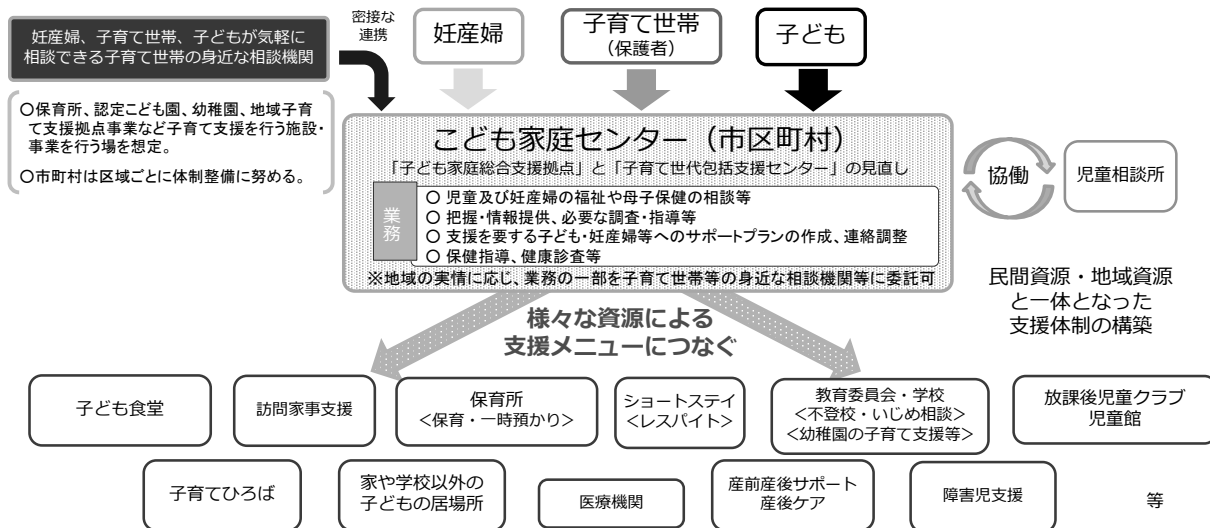
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（１．①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



16

市区町村における子育て家庭への支援の充実（１．②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。

※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦

- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。

- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充実

17

こども家庭庁の創設とこども基本法

18

こども家庭庁とは？

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「こどもまんなか」。わたしたちはみなさん一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクションしていきます。
そしてみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、政策に反映していきます。
みなさんや子育てしている人たちの困っていることに向き合い、いざというときに守るための仕組みをつくっていきます。
こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。
(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

2. こども家庭庁の役割

- (1) こども政策の司令塔としての総合調整
例：少子化対策 など
- (2) 省庁の縦割り打破、新しい政策課題や隙間事案への対応
例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など
- (3) 保健・福祉分野を中心とする事業の実施
例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

- (1) こどもや子育て中の方々の視点に立った政策立案
- (2) 地方自治体との連携強化
- (3) 様々な民間団体とのネットワークの強化

19

こども家庭庁とは？

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名。

長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等（こどもDXの推進を含む）
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 保育対策
- 幼児期までの全てのこどもの育ちの保障
- 全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

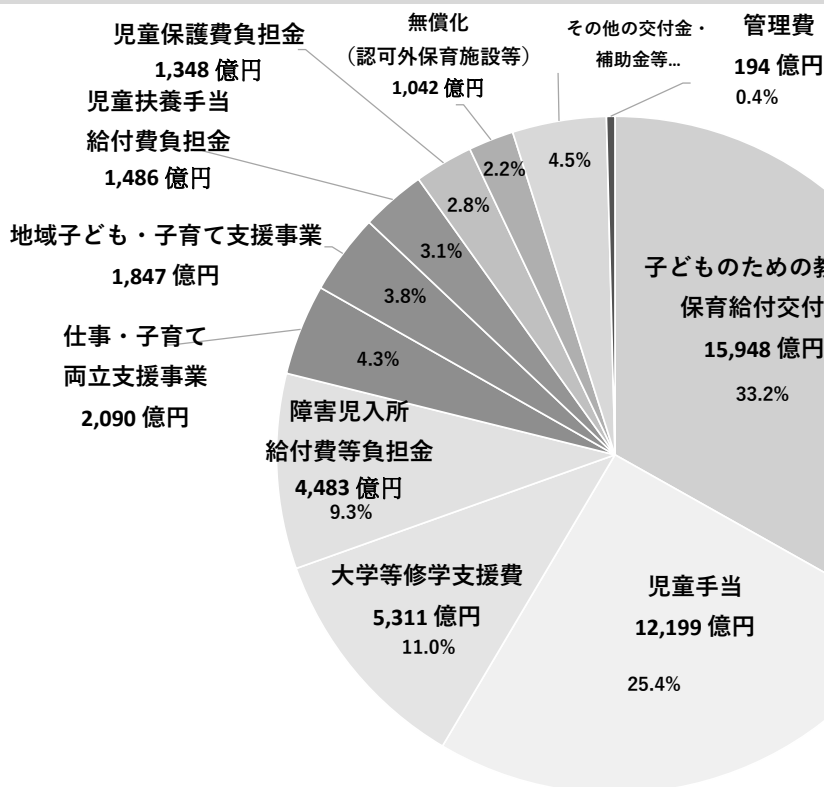
支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 地域におけるいじめ防止対策 など

20

こども家庭庁予算（令和5年度当初4.8兆円）の内訳



21

こども家庭庁の今後の主な政策スケジュール①



22

こども家庭庁の今後の主な政策スケジュール②



23

こども基本法の概要

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

24

こども大綱

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等 ～こども大綱の策定に向けて～ (中間整理)

【説明資料】

令和5年9月
こども家庭審議会

こどもまんなか
こども家庭庁

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられながら、

- ・心身ともに健やかに成長できる。
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる。
- ・夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り拓くことができる。
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を拡げることができる。
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。
- ・虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる。
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなう。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の幸福と持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての世代にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

(1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく

- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することができるようにし、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

(3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活が送れるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

(4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を自分らしく営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

28

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージに縦断的な重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、学校教育におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
高等教育や就職などで新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

29

子ども施策を推進するために必要な事項

1 子ども・若者の社会参画・意見反映

子ども基本法において、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達にに応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方自治体に義務付けられている。子どもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じて権利保障を推進することが求められる。

子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

① 子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

② 子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効あるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進（『子ども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員への子ども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方自治体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 子ども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、子ども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とする子ども政策推進会議、こどもまんなか実行計画（仮称）の策定、担当大臣や子ども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体子ども計画の策定促進、地方自治体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○子ども基本法附則第2条に基づく検討

30

（参考）子ども大綱と子ども家庭審議会の答申（中間整理）の関係について

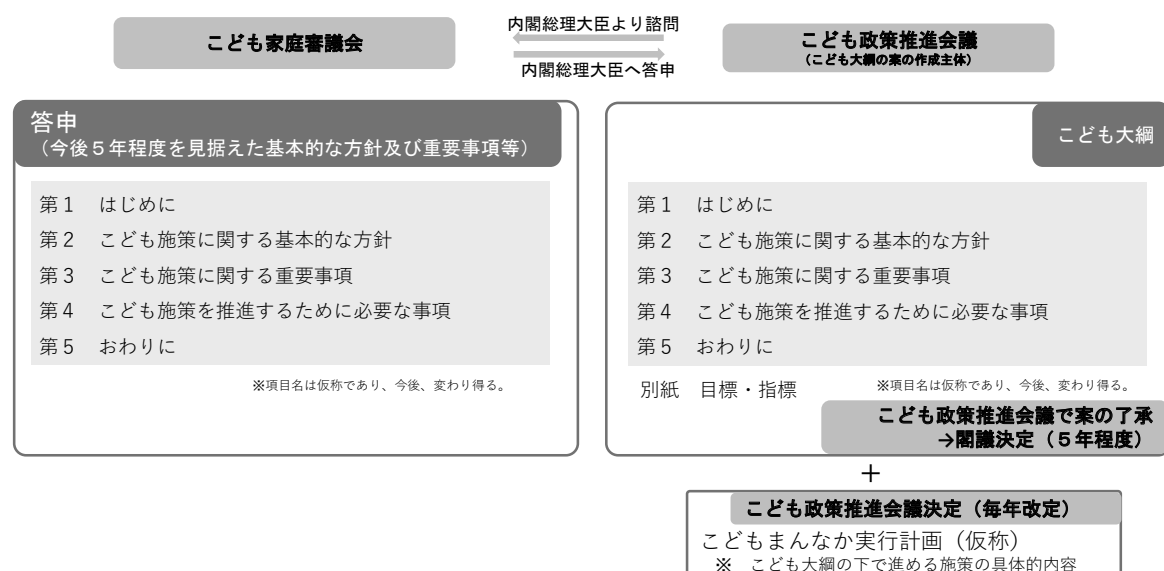
・子ども大綱は、政府において定めることとされており（子ども基本法第9条第1項）、その案は子ども政策推進会議（会長：内閣総理大臣）が作成する（同法第17条第2項第1号）。

・子ども家庭審議会の答申（中間整理）は、4月に開催された同会議における決定を踏まえた「今後5年程度を見据えた子ども施策の基本的な方針及び重要事項等について」の内閣総理大臣からの諮問を受け、現在、子ども家庭審議会の下の基本政策部会において、子ども大綱の第1～第5に該当する部分を対象に調査審議が行われている。

・答申を踏まえて、子ども政策推進会議が「目標・指標」を含めた子ども大綱の案を作成した上で、政府で子ども大綱を閣議決定。

✓「目標・指標」は、答申を踏まえて、子ども政策推進会議の下で検討・調整。

✓子ども大綱の下で進める施策の具体的内容は、「こどもまんなか実行計画（仮称）」として、子ども政策推進会議において、大綱の案の了承と併せて、決定。



31

こども未来戦略方針

32

検討の経過

令和5年1月6日：総理指示

こども政策の強化について検討を加速するため、こども家庭庁の発足を待たず、小倉大臣の下で3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3月末を目途にたたき台をとりまとめる。

○対策の基本的な方向性

- ①児童手当を中心に経済的支援を強化すること。
 - ②学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、伴走型支援産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進めること。
 - ③働き方改革の推進とそれを支える制度の充実を図ること。
- 検討に当たっては、小倉大臣の下に関係省庁と連携した体制を組むとともに、学識経験者、子育て当事者、若者をはじめとする有識者から、広く意見を聞くこと。

令和5年1月19日

「こども政策の強化に関する関係府省会議」（座長：こども政策担当大臣）の設置

令和5年3月31日

「こども・子育て政策の強化について（試案）」公表

令和5年4月1日：こども家庭庁発足、こども基本法施行

令和5年4月7日

「こども未来戦略会議」を設置（議長：総理大臣）

令和5年6月13日

「こども未来戦略方針」のとりまとめ、閣議決定

33

こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）

I. こども・子育て政策の基本的考え方

II. こども・子育て政策の強化：3つの基本理念

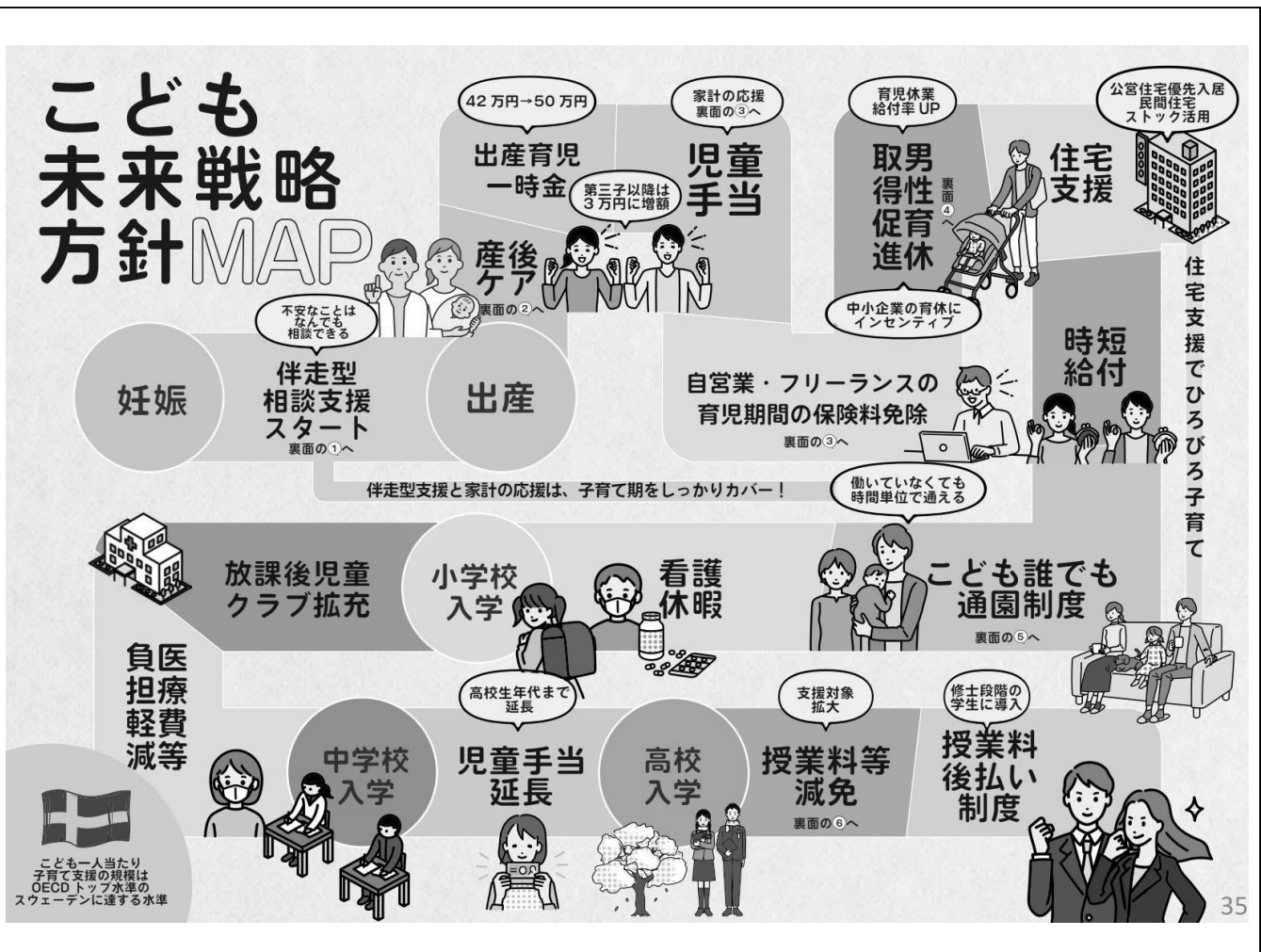
1. こども・子育て政策の課題
 - (1) 若い世代が結婚・子育ての将来展望が描けない
 - (2) 子育てがしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境ある
 - (3) 子育ての経済的・精神的負担や子育て世帯の不公平感が存在する
2. 3つの基本理念
 - (1) 若い世代の所得を増やす
 - (2) 社会全体の構造・意識を変える
 - (3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

III. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

1. 加速化プランにおいて実施する具体的な施策
 - (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
 - (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
 - (3) 共働き・共育ての推進
 - (4) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保
3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

IV. こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進

34



35

1
こんなあなたに

里帰り出産から戻った後は不安しかない

身近な場所で相談に乗ります
伴走型相談支援
妊婦さんやお母さんの相談に乗ります。妊娠届・出生届の際のアンケートをもとに妊婦さんに行政からのアプローチも

いつでも相談に乗りますよ
安心!!

2
こんなあなたに

産後、心も身体もぐったり気味

ママの心も身体もちゃんとケア
産後ケア
産後のこころと身体がしっかり回復できるように体を休めるための宿泊施設や、育児相談も

ゆっくり休めて体の方も戻ってきた
相談できてこころもスッキリ

3
こんなあなたに

今の収入で子育てはちょっと無理かな

あらゆる角度から応援！
子育て世帯の家計を応援
児童手当、住宅支援の強化、雇用保険の適用拡大、保険料免除措置などあらゆる角度から、子育て家計を応援します。

公営住宅に優先的に入れる！
フリーランスでも育児中の所得が安心
保育園の費用も減額

4
こんなあなたに

うちの会社、育児制度使ってる人みたことない
夫の帰りはいつも遅い私だって働いているのに
ワンオペ育児もう限界

ババ育休を当たり前に！
「共育で」応援します
育休や時短勤務などをとりやすく、手取りを減らさない。看護休暇をもっととりやすく。学級閉鎖や学校行事でも使える！

中小企業でも育休が取れる！
育休中だって生活安心
ババ、夜間勤務できるの？

5
こんなあなたに

離乳食ってどうすればいいの？
毎日が子育てでちょっと息が詰まる
ともたちとあそびたい

働いていなくても時間単位で自由に通える
こども誰でも通園制度
保育士さんに育児の相談をしたり、こどもを預けて自分の時間も大切に。

相談できて安心
こども園から早いと自分時間
ともたちと遊ぶ
育児中の悩みもあわせて相談

6
こんなあなたに

この子たちが大学に入った時ちゃんと学費払えるかな

大学も安心
授業料等減免
授業料等の減免の対象となる方が増え、大学進学に挑戦できる方が増えます。

立派になったね
安心して挑戦できたよ

36

こども・子育て政策が目指す将来像

「こどもと向き合う喜びを最大限に感じるための4原則」

- 1 こどもを産み、育てることを経済的理由であきらめない
- 2 身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができる
- 3 どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持てる
- 4 こどもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる

37

【シンポジウム２】シンポジスト

子どもたちの「身近なおとな」 地域の「子育て応援団」をめざして

全国民生委員児童委員連合会
副会長 高山 科子

子どもたちの「身近なおとな」 地域の「子育て応援団」 をめざして

全国民生委員児童委員連合会
副会長 高山 科子

1

内容

- 1 全国児童委員活動強化推進方策2017 について
- 2 制度創設30周年の節目を迎える主任児童委員が果たしてきた役割と今後の課題
- 3 児童委員と主任児童委員が連携して活動に取り組むために
- 4 子どもたちの「身近なおとな」地域の「子育て応援団」となるための活動

2

1 全国児童委員活動 強化推進方策2017 について

全国児童委員活動強化推進方策2017の概要

- 全児連では平成12(2000)年以降、児童委員活動の充実に向け「全国児童委員活動強化推進方策」を継続して策定
- 平成29(2017)年に全児連が策定した「民生委員制度創設100周年活動強化方策」を補完し、児童委員活動をより積極的にすすめるため、同年に「全国児童委員活動強化推進方策2017」を策定
- 取り組み期間は平成29年12月～令和9年11月

3

全国児童委員活動強化推進方策2017

1

【重点】

- ① 子どもたちの『身近なおとな』となり、地域の『子育て応援団』となる
- ② 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める
- ③ 課題を抱える親子を早期に見出し、つなぎ、支える
- ④ 児童委員制度やその活動への理解の促進

4

2

制度創設30周年の節目を迎える 主任児童委員が果たしてきた 役割と今後の課題

民生委員が児童委員を兼ねる意義

○地域においてあらゆる世代や世帯の支援にあたる
民生委員が児童委員を兼ねる

→ 世帯全体への関わりが可能

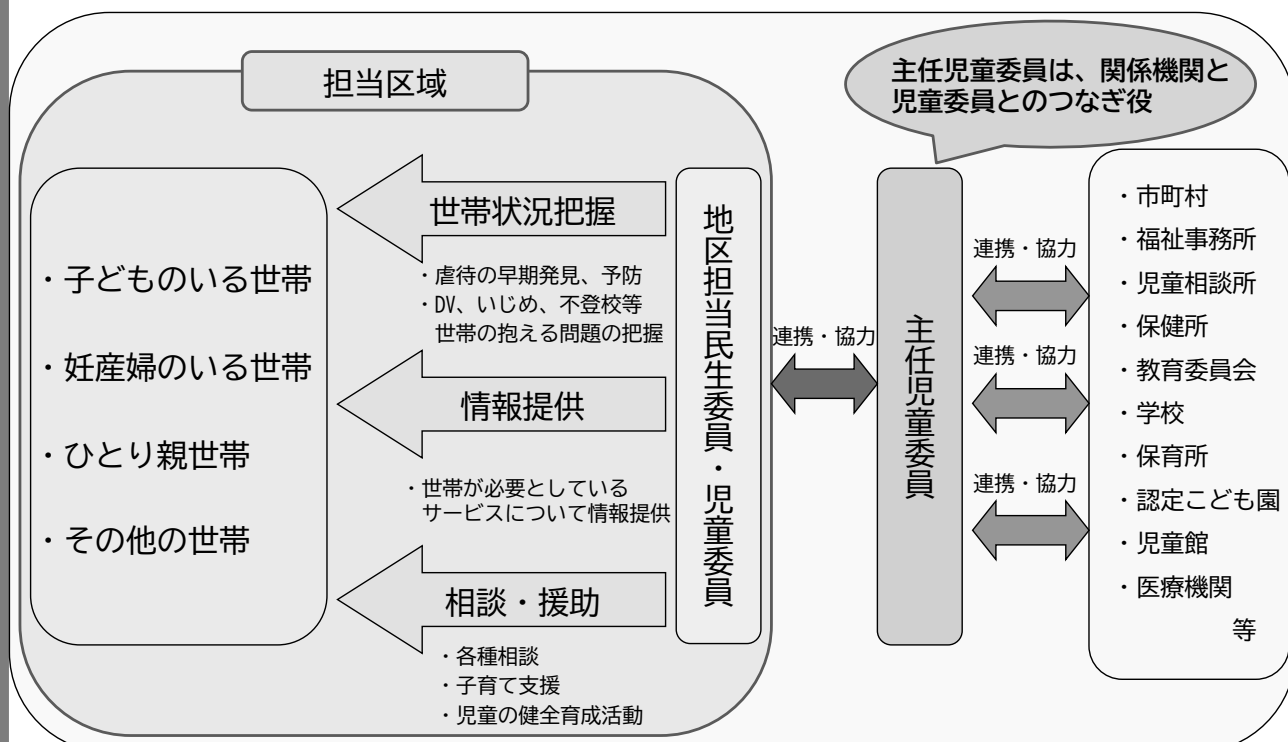
○児童委員、主任児童委員が役割を果たすためには、
住民だけでなく関係機関の認知、信頼が不可欠

→ 民生委員が兼ねているからこそ
担保されている

5

民生委員・児童委員、 主任児童委員活動について

2



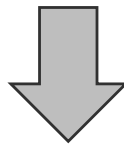
平成28年（文科省）家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会 全民児連提出資料から抜粋、一部改変 6

主任児童委員が果たしてきた 役割と活動の効果

2

【主任児童委員が果たしてきた役割】

- 地域と行政・学校等の関係機関のつなぎ役
- 児童委員や関係機関と連携し、子ども・子育て家庭を対象とした地域活動の推進



✿ 活動の効果 ✿

学校と地域の
協力体制

早期発見と
支援機関に
つなげる関係

地域ぐるみで
取り組む意識

7

児童委員、主任児童委員に関する 課題

2

- 児童委員、主任児童委員に対する理解が十分でない
(地域住民／行政／関係機関／民生委員・児童委員)
- 役割が不明確であったり、支援を必要としている人がどこにいるのかわからない
- 地区担当民生委員・児童委員との連携の充実・強化
- 就業との両立など活動環境の課題
- こども家庭庁が創設され、子どもや子育て家庭に対する切れめのない包括的支援がすすめられるなかでの
児童委員、主任児童委員の役割

8

3 児童委員と主任児童委員が連携して活動に取り組むために

- 全民児連が主催する研修会に参加した全国の主任児童委員426人に行ったアンケートでは、区域担当児童委員と主任児童委員が「十分に連携できている」「連携できている」との回答が83.1%であった。

『地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する研究報告書』（令和2年、全民児連）

- 区域担当児童委員が主任児童委員とともに活動することは、地域の児童委員活動の活性化につながる

→ 子育て、子育てを応援する

地域づくり



9

具体的な工夫例

3

【民児協運営での工夫】

民児協運営の中心
である会長の積極的な
取り組みが重要

- 主任児童委員の活動も含めた年間スケジュールを組んで全員で共有し、互いの活動を知る
- 定例会で主任児童委員が報告する機会をつくる
- 定例会欠席時のフォロー体制（主任に限らず）



【活動上の工夫】



- 児童委員と主任児童委員が互いにフォローし合う意識、体制をつくる
- 日常的な情報共有（LINE等の活用も）



10

4 子どもたちの「身近なおとな」 地域の「子育て応援団」となる ための活動

- 地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにすること
- 地域の子どもたちの「身近なおとな」となれるような関係づくり
- 子育て中の保護者にとって身近な存在となるとともに、子育て・子育てを応援する地域づくりをすすめていくこと

11

実際の活動例①

- 登下校の見守り
- 学校と連携したあいさつ運動
 - ➡ 子どもたちの変化に気づいたり、顔見知りになって相談を受けたりすること。



- 保健師等の専門職・関係機関と子育て家庭を訪問
- 社協や児童発達支援センターが行う子育てサロンやこども食堂、イベントに協力
 - ➡ 地域に子育てを応援している人がいることを伝えられ、子どもや保護者と知り合うきっかけにもなる

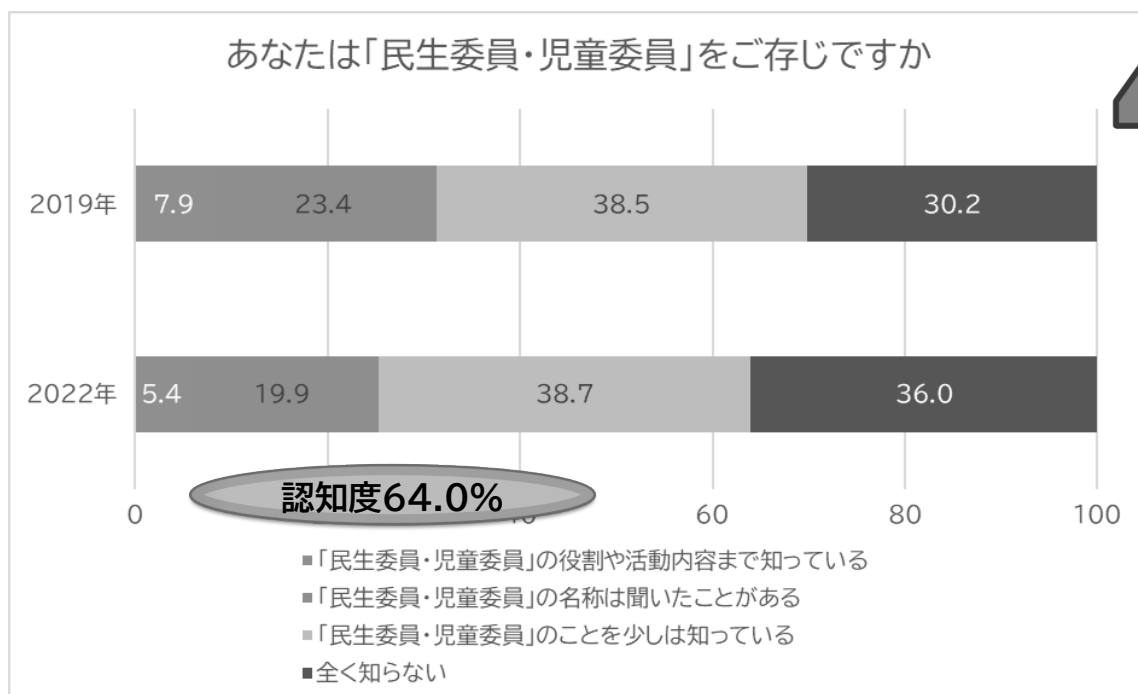
12

実際の活動例②

4

- 教育委員会を通じ、市の校長会で児童委員、主任児童委員の役割を説明する機会を確保
 - 要保護児童対策地域協議会の会議をはじめ、関係機関との会議で児童委員、主任児童委員の役割を説明
 - 民児協の定例会に関係機関の参加を得る
- ➡ 行政や関係機関に知ってもらうことで、より連携・協働しやすい環境ができる

13



全民児連「全国1万人への民生委員・児童委員に関する意識調査」

- 「民生委員・児童委員」を知っている人は64.0%
- 一方、役割や活動内容まで知っている人は5.4%

14

全民児連の取り組み

4

【“活動”を知ってもらうために使えるツール①】

- アニメーション動画で、幅広い世代にわかりやすく活動を伝える



15

動画はさまざまな場面で
使えるよう数パターンあり



全民児連ホーム
ページから
ダウンロード
できます！



動画と連動したポスターも



4

ご存じですか？ 地域における
困りごとのつなぎ役
民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された
守秘義務がある地域の身近な相談相手です

—— 民生委員は児童委員でもあります ——

全国民生委員児童委員連合会 ぜんみんじれん

支えあう 住みよい社会 地域から

16

【“活動”を知ってもらうために使えるツール②】

4

- 民生委員・児童委員について、イラストや写真でやさしく説明したフリーペーパー

全民児連ホームページから
ダウンロードできます！



16

17

【シンポジウム２】シンポジスト

新たなこども政策とこれからの民生委員・児童委員活動
～官と民(民間事業者)と市民(民生・児童委員等)の協働～

福井県 社会的養育総合支援センター一陽
統括所長 橋本 達昌

新たなこども政策とこれからの 民生委員・児童委員活動

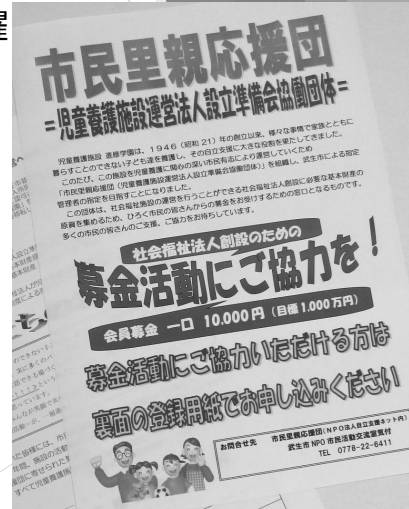
～官と民（民間事業者）と市民（民生・児童委員等）の協働～



社会的養育総合支援センター一陽
統括所長 橋本 達昌

社会的養育総合支援センター一陽の生い立ち

- ▶ 2005年に児童養護施設を運営しようとソーシャルアクション（募金活動）を展開
- ▶ 里親・民生委員・児童委員・障がい児保護者団体等が大活躍
- ▶ 500名を超える市民からの寄付で社会福祉法人を設立
- ▶ 法人役員は、市民活動家や専門家、労働者の代表等で構成
- ▶ 以後、児童家庭支援センターや子育て支援センターも開設
- ▶ 現在は、子どもの貧困や虐待にかかる総合的な支援機関として「社会的養育総合支援センター」をめざす
- ▶ 官と民と市民の協働の起点、触媒的な動きが得意
- ▶ 全国津々浦々からたくさんの方々の視察を受け入れ中



本日のアジェンダ

- ▶①現代社会における“家族”とは・・・（P4）
- ▶②コロナ禍で生まれた、食支援を通じた
地域の新たなネットワーク（P5）
- ▶③市内すべての社会福祉法人による
子どもの貧困対策事業（P6～P7）
- ▶④官と民（民間事業者）と市民（ボランティア）
との有機的連携（P8～P9）

3

ここであらためて、現代ファミリー考

さて家族とは？？・・・家族を支援するとは？？

- 1) (子どもにとって)「ファミリー(親・家族)」とは、どういう場なのか!?

ひと(大人)に所有される場⇒そこで共有される物語に支えられた自分を生き抜こうと努め、もがく
・・・しかし、それがとても困難な状況(命綱⇒足枷)となったとき、ひきこもり・家庭内暴力が・・・

- 2) (親にとって)「ファミリー(子育て家庭)」とは、どういう場なのか!?

外部に開かれていない「窮屈な子育て家庭」 + ひたすら答え(解)を求める「受験型子育て家庭」
+ 責任を全うしようとする「努力の子育て家庭」 = しんどい家庭・・・児童虐待の温床に・・・

- 3) そんな困難に満ちたファミリーに対し、彼らを包摂すべきコミュニティ(市民社会)は何ができるのか!?

「親支援」や「家族丸ごと支援」を意識しつつ、地域に“チーム”をこしらえる

⇒「見守り社会」の創造⇒しかし、その組立や手法が一つ間違えば、息苦しい「見張り社会」に・・・

⇒「見守り」が「見張り」にならないためには・・・見通す、見極める、見届ける、見逃す力・・・!?

“息の長い”支援を心掛けることで、“息苦しさ”を緩和できるのでは・・・

指導的・摘発的・条件的
になり過ぎないように

4

一昨年のコロナ禍において、（福井県）越前市社協や民生委員・児童委員が中心となって展開した「おむすびプロジェクト」の様子



民（社会福祉法人）の挑戦

越前市地域公益活動推進協議会（愛称 笙ネット）

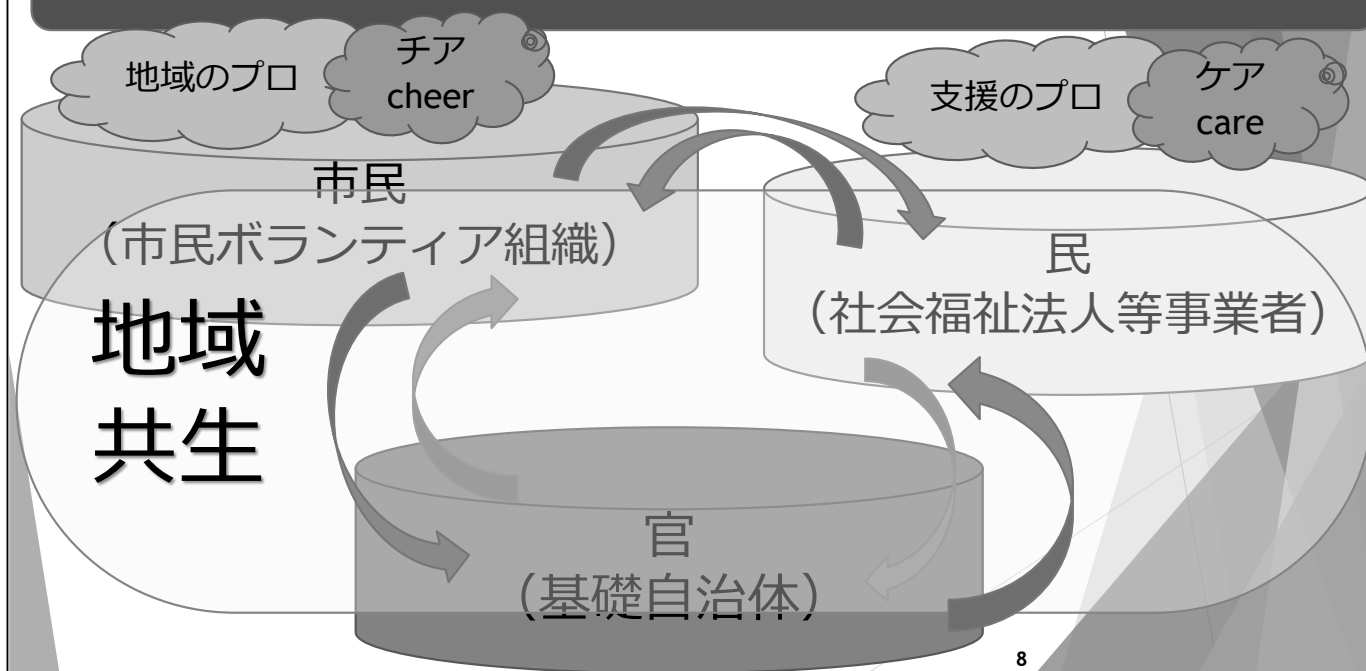
- ▶ 平成30年に、越前市内で活動する全ての社会福祉法人（当時19法人）で結成
- ▶ 「地域公益活動（事業・取組）」を一致団結し、協働して実施するための組織
- ▶ 役員（推進委員・監事）は参加法人の互選。事務局は、越前市社協
- ▶ 各法人の年会費は、各法人の常勤職員数×500円（ただしMAX100名）
- ▶ 現在は、「子ども応援隊わくわーく運営委員会」による、
子どもの貧困対策等としての「学習支援拠点づくり」と、
「よりそい運営委員会」による「ひきこもり対策」の主に2つの活動を展開中
- ▶ 社会的養育総合支援センター 一陽は、わくわーく運営委員会の事務局を担当

越前市内で展開されている学習支援の様子



学習支援拠点は、現在、市内11ヶ所で展開中。令和4年度の実績は、コロナ禍にもかかわらず342回開催、参加延児童数 3,443人、登録児童数（3月末）159人、ボランティア数 2,127人

「官」と「民」と「市民」の連動による地域ネットワーク



おわりに

「安全な港に泊まっている船は安全である。しかし船は、そのためにつくられたのではない。」

「悲観主義者は風にうらみをいう。楽観主義者は風が変わるのを待つ。現実主義者は帆を動かす。」

(ウィリアム アーサー ワード)

「子どもの貧困」や「児童虐待」を防いでいくために、それぞれの立場から
それぞれの強みを生かして、できることは必ずあるはずです！

ご清聴ありがとうございました

9

東広島市の子育て施策
～東広島版ネウボラと子ども家庭総合支援拠点～

広島県 東広島市こども未来部こども家庭課
こども家庭総合支援担当参事 大杉 由美

東広島市の子育て施策

～東広島版ネウボラと子ども家庭総合支援拠点～



令和5年11月22日（水）令和5年度全国民生委員児童委員大会

東広島市こども未来部 こども家庭課

こども家庭総合支援担当参事 大杉由美



東広島市の概況

令和5年8月末 人口190,223人

年少人口率 13.8%
(全国2023年 年少人口率 11.62%)

高齢化率 24.7%
(全国2023年 高齢化率 28.9%)

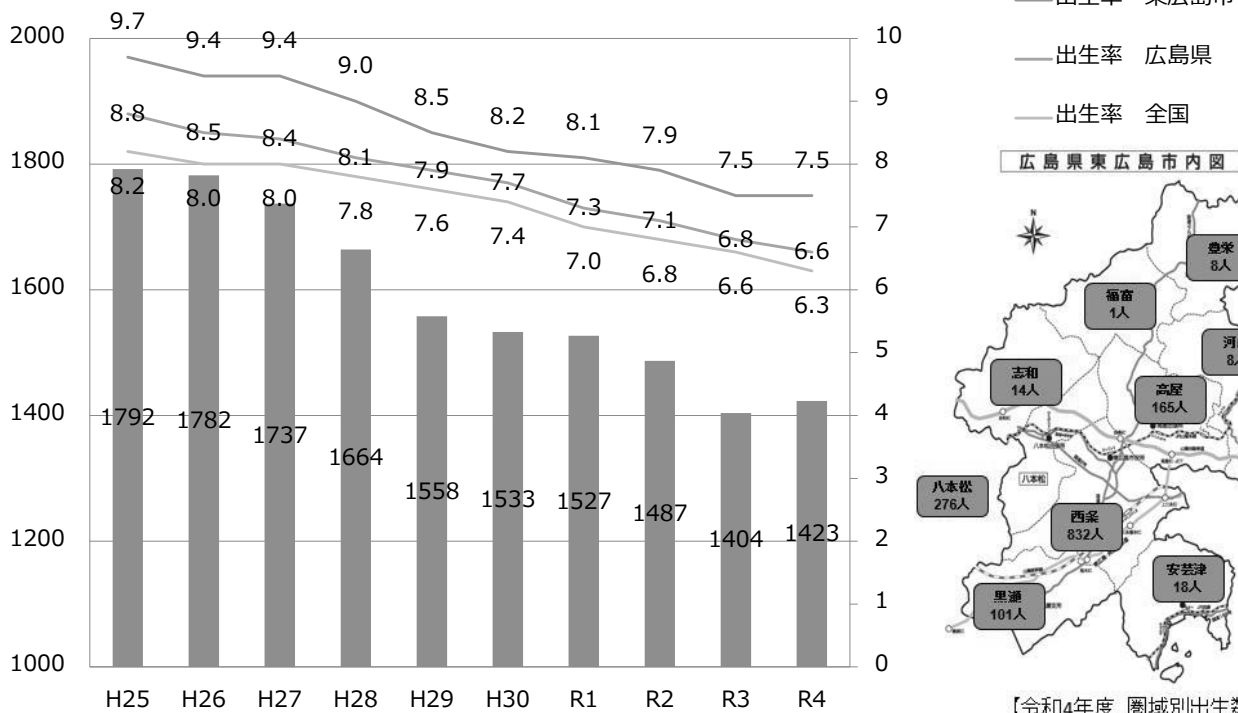


平成17年2月
1市5町が合併し、
新「東広島市」誕生



東広島市の出生の状況

出生数・出生率



平成28年4月 こども未来部の新設



こども家庭課

子育て総務係

子育て支援係

保育課

母子保健係

「東広島市出産・育児サポートセンターすくすく」を開設

平成30年4月

こども家庭課に子ども家庭総合支援拠点設置

平成30年・令和元年

10の日常生活圏域に地域すくすくサポートを設置

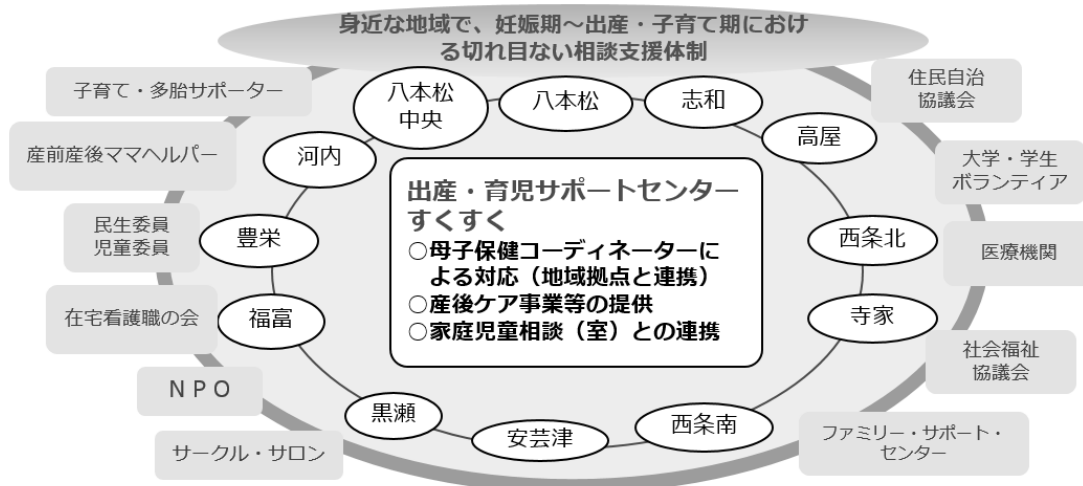
令和5年6月

12か所の地域すくすくサポートを設置



東広島版ネウボラ ～身近な場所で切れ目ない子育て支援のしくみ～

- ◆妊娠期から出産・子育てに関する助言・アドバイスの場を市民の身近な地域（日常生活圏域）に設置（子どもが多く集まる場所、子育て支援センター等）
- ◆妊産婦等の相談・面談により、支援が必要な場合、支援プランを作成し、産後ケア事業等のサービスにつなぐ



- ※各地域拠点は、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）や商業施設などを活用し、子育て支援コーディネーターを配置
- ※妊娠・出産サポートセンターすくすく に地区担当保健師に加え母子保健コーディネーターを配置し、各地域拠点と連携
- ※支所保健師は各地域拠点及び出産・育児サポートセンターと連携



東広島版ネウボラ～身近な地域で、妊娠期から子育て期までを切れ目なくサポート～

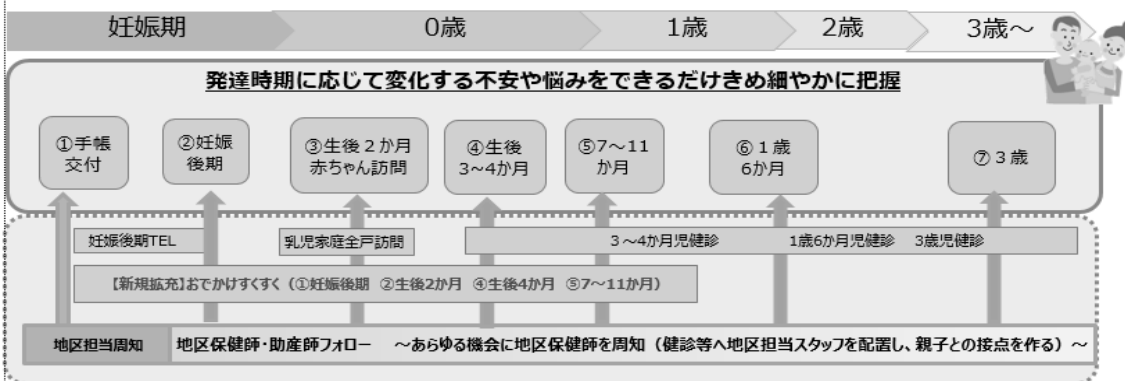
1 支える体制 【地域でサポート】

出産・育児サポートセンターと子ども家庭総合支援拠点との連携 ・関係機関との連携

【拡充】地域すくすくサポート：市内12か所に整備

【拡充】母子保健コーディネーターの常駐3か所

2 定期的な面談 【すべての子育て家庭へ切れ目ないサポート】



【拡充】産前・産後ママヘルパー派遣 産後ケア

【拡充】健診事後教室・個別相談

健診（【拡充】妊婦・産婦・乳幼児）

多胎児支援（妊婦健診補助・産婦サポーター派遣）

パパママ教室・マタニティ教室

家庭教育支援（BP・親プロ）

育児教室

育児相談

不妊・不育治療費助成

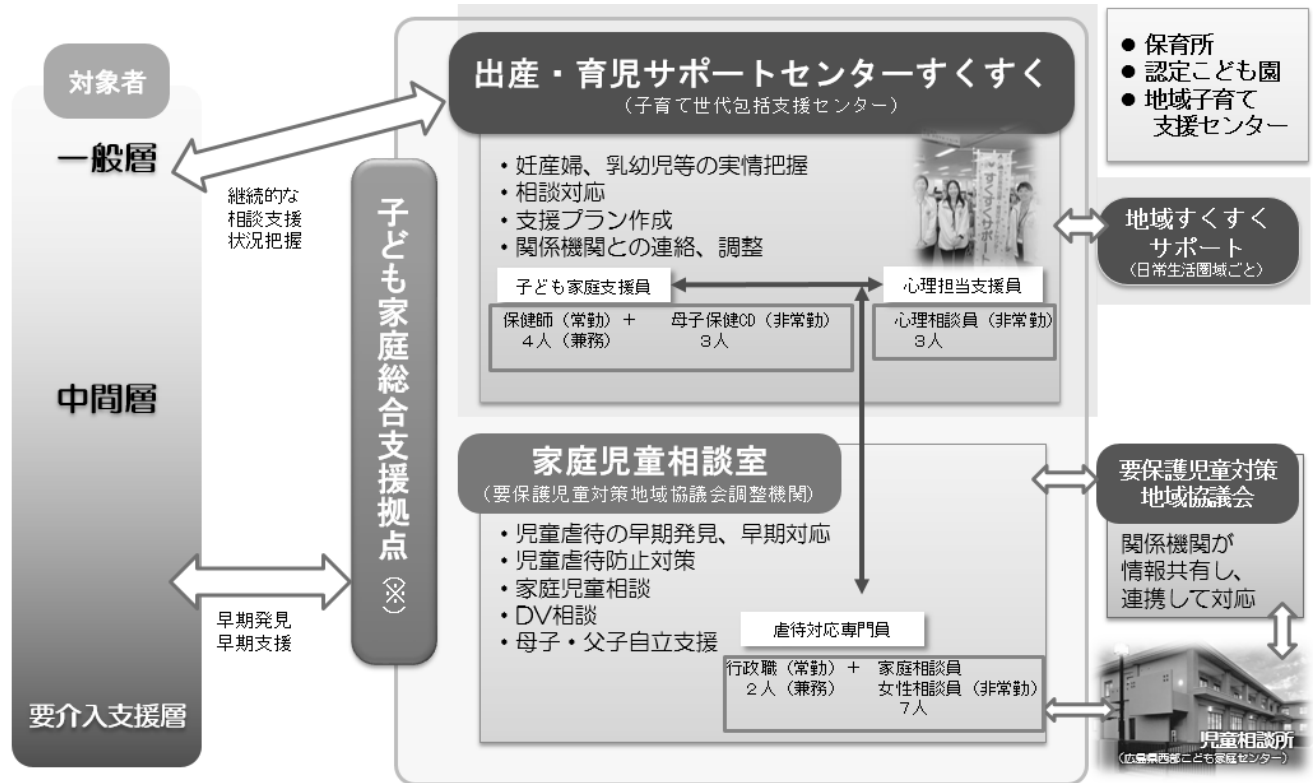
【拡充】予防接種

専門職による助言・個別支援プラン・訪問・電話フォロー・専門機関へのつなぎ



子ども家庭総合支援拠点

オレンジリボンには
児童虐待を防止する
というメッセージが
込められています。



7

ブックスタート事業 ～安芸津町の活動～

保健師・助産師による

乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)



民生委員による

ブックスタート事業



民生委員さんからお母さんへプレゼント

手作りのスタイと絵本



8

Blank lined paper with horizontal dashed lines for writing.

【シンポジウム２】シンポジスト

新たなこども政策とこれからの民生委員・児童委員活動
安芸津地区で進める「子育て・親育て支援活動」の取り組み

広島県 東広島市安芸津地区民生委員児童委員協議会
会長 佐久間 保昭

新たなこども政策とこれからの民生委員・児童委員活動 安芸津地区で進める「子育て・親育て支援活動」の取り組み

広島県 東広島市安芸津地区民生委員児童委員協議会

会長 佐久間 保昭

1 東広島市安芸津地区の概要

平成17（2005）年2月、東広島市は安芸津町など周辺5町の合併を経て、内陸部の山々や瀬戸内海が多島美を望む海岸線まで市域が広がりました。

安芸津町は市の南部に位置し、市内で唯一海に面する地区ですが人口の減少が進み、高齢者の割合が市平均の2倍近くとなっています。反面、年少人口の割合は市平均の半分以下になっており 典型的な少子高齢化の地区と言えます。



<東広島市ホームページより抜粋>

人口	2005年	2023年		
東広島市	174,853人	190,223人		
安芸津町	12,142人	8,593人		
2023年	高齢化率	年少人口率	世帯数	
東広島市	24.7%	13.8%	90,460世帯	
安芸津町	45.2%	6.7%	4,269世帯	

令和5（2023）年8月31日現在

2 安芸津地区民生委員児童委員協議会

安芸津地区民児協は、32名（内主任児童委員2名）が所属し、平均年齢は65.9歳であり、男性委員14名、女性委員18名となっています。

毎月の定例会の他、総務部・在宅福祉部・生活福祉部・児童福祉部と専門部会（福祉相談部・広報部・主任児童部）が総務部を中心に協力しながら活動しています。

<部会>

総務部

在宅福祉部

生活福祉部

児童福祉部

<専門部会>

福祉相談部

広報部

主任児童部

3 主任児童委員を核とした活動

(1) 「食べてあそんで交流会」

この交流会は、平成11（1999）年に始まった子育て支援事業で、毎年5月に実施しています。

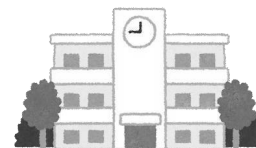
歌、ダンス、体操やピアノ演奏と絵本の読み聞かせ等に参加された子育て当事者であるお母さん方の要望に基づいて、実行委員会で講師を選定して、参加者全員が楽しく歌ったり体を動かしたりしながら親子のふれあいや親同士の親睦を深めるための行事で、交流会後も親交を続けている人もいます。

コロナ以前は、民児協委員がカレーライスを作って輪になっておしゃべりしながら食べていましたが、今は、肉以外のカレーの材料を持って帰っていただくようにしています。

主任児童委員を事務局長として、民児協、母子OG会、社協安芸津支所、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、支所福祉保健課、安芸津児童館子どもの家の7団体が実行委員会をつくって活動しています。



(2) 毎月定例の学校訪問（学校との連携）



町内の3小学校、1中学校、1高等学校に8月を除く年間11回の訪問を行っています。

主任児童委員が窓口となって学校側と訪問日を決めて、主任児童委員を含む委員4名が参加して授業参観とその後学校長と懇談をしています。

令和3年に出されたこども政策の新たな推進体制に関する基本方針に**問題行動はこどもからのSOSであり、保護者自身にも支援が必要**とあります。このことを踏まえて、課題のある子どもについて情報交換を行い、学校が取り組むこと、委員が地域の中で関わっていくことなどを話し合っています。

3保育所、1幼稚園については、学校訪問と同じく主任児童委員が園と訪問日を設定して7月中旬に委員が分担して出席しています。園長や保育士から子どもの様子などを聞き、地域住民としてできることなどを話し合っています。

(3) 安芸津児童館子どもの家との連携



子どもの居場所である児童館は、子どもたちが気軽に遊びに行ける場であり、利用児童の課題や気になる点を発見できる場にもなっています。

主任児童委員は児童館と定期的に連携しており、課題のある児童や気になる児童があれば児童館から主任児童委員に連絡が入り、地域の担当民生委員と児童が在籍している学校長に連絡して子どもや家庭の状況を共有したり場合によっては家庭訪問を行ったりして家庭の状況把握に努めています。

児童館、民生委員、学校、家庭を結ぶ主任児童委員は、専門機関につなげる役割も担っています。

4 生活福祉部を核とした活動

(1) ニュースポーツ「 クップ 」

ニュースポーツとは、20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群です。

生活福祉部と子どもの家の共催行事で、児童の健全育成を目指して小学生を対象に6月に実施しています。

この競技は子どもから大人まで楽しく行うことができるスポーツですが、ルールが少し難しいので、東広島市スポーツ推進委員協議会の委員に指導してもらいながら、和気あいあいと楽しみながら競技しています。

競技終了後に生活福祉部長が「みんな！」という資料を使って、民生委員児童委員の仕組みや役割等について分かりやすく話しています。



(2) あきつふれあい夏まつり

社協安芸津支所を事務局とした、あきつの福祉をすすめる会の会員の中から選出された実行委員長を中心として子どもから高齢者まで世代を問わず参加できるまつりとして、安芸津の「ふくしのまちづくり＝絆づくり」を推し進める安芸津の夏の風物詩で、毎年8月に開催されています。

コロナで3年間休止していましたが、今年で13回を数える福祉のまつりで、毎年多くの団体（今年はバザー出店31、ステージ出演12）が参加しています。私たち民児協も生活福祉部を中心に全委員が準備から後片付けまで参加して、子どもたちが喜ぶ笑顔を見るために、心を込めて「かき氷」を販売しています。



5 在宅福祉部を核とした活動

(1) あきつ相談支援ネットワーク会議

毎月第4水曜日の13時30分から在宅福祉部、心身障害者父母の会、放課後等デイサービスぶんぶん、支所福祉保健課、社協相談支援員、子育て・障害総合支援センターはあとふる、自立支援センターつばさ、町内の障がい児の保護者が一同に集まり、障がいのある子どもをもつ保護者の悩みや困ったことを相談しあう場となっています。

6月と2月には「あったカフェ」を開催し水引を用いてアートフレームを作ったり、安芸津のジャガイモを使ったドーナツを作ったりと楽しく活動しています。

昨年8月には「ボッチャ」という障がい者スポーツを障がいのある子どもたちと一緒に競技しました。今年度は2月に行う予定です。

現在、子どもの年齢が離れている親同士のつながりができにくくなったり、子どもが学校を卒業すると集まる機会がなくなったりしていく中、親の会が解散してしまったので、組織としての活動ができていません。

親同士が集まりやすいイベントなどを考えていきたいと会議で話し合っています。



6 児童福祉部を核とした活動

(1) 「子どもの家まつり」

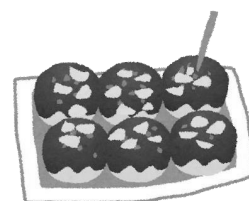
安芸津児童館子どもの家主催の「子どもの家まつり」は、子どもを真ん中に保護者や地域の人が集い、交流を図り結びつきを深める場として、毎年10月に開催されています。

ステージの催し、模擬店、あそびブース等が設けられ、民児協児童福祉部は「タコ焼き」を出店し、安くて美味しいと毎年大人気の行列のできる店になっています。

参加団体で実行委員会を結成し、準備、実施、後片付けを担い、児童館子どもの家を支援しています。

コロナの感染拡大により3年間中止となっていましたが、今年度は開催されることになり出店する予定です。(9月の時点で)

子どもたちに喜んでもらうと同時に、私たち民生委員自身も子どもたちとの直接のふれあいを楽しむ場となっています。



7 有志を核とした活動

(1) バラの手づくりコサージュ

主任児童委員が十数年前に安芸津中学校の特別支援学級に在籍していた女子生徒から作り方を教わり、小学校の卒業生に「手づくりコサージュ」を贈ったのが始まりで、今では小学校、中学校、高等学校の卒業生や入学生に贈って、とても喜んでもらっています。

始めるきっかけとなった生徒は、当時の中学校長からパソコンを与えられその画面を見ながら独学で折り紙のバラをつくっていたそうで、そのバラを校長はお客様のお土産にしていたそうです。

主任児童委員は今でもその女子生徒を私のバラづくりの先生だと言っています。

昨年には有志の民生委員児童委員数名がコサージュづくりを引き継いで卒業生や入学生に、地域の中に自分たちを見守っているおじちゃんやおばちゃんがいることを知り、晴れの日を元気に迎えてほしいと願いながら、「手づくりコサージュ」を贈っています。



8 住民自治協議会と民生委員との関わりについて

(1) 子育て・親育て支援の取り組み

「子ども食堂」のスタッフでもある民生委員は、児童Aが2年前の夏休み明けぐらいからかなり遅れて一人で登校している様子をたびたび見かけるようになり、担当地区の民生委員や児童Aがよく利用している児童館の職員との連携で話し合ったところ、母親は子育てや仕事面で悩んでおり、精神的に不安定な状況であると感じました。

そこで、「子ども食堂」が親子の居場所になればと「子ども食堂」の代表者と相談して、担当の民生委員から声かけをしてもらい、親子で利用してもらえるようになりました。

母親は「子ども食堂」の利用を通して代表者との交流を深めることで、精神的に安定してきたように思います。

今では児童Aは、毎日ではないが友達と登校できるようになりました。



9 おわりに

安芸津地区民生委員児童委員協議会は、会長が部長を務める総務部と生活福祉部、在宅福祉部、児童福祉部の3つの部会に全32名の委員が所属しています。

そして3部会の部長となる委員は、前年に副部長を経験してスムーズに部長として部会の進め方や関係機関との連携の取り方を学んだ上で、部長として担当している行事の運営など職責を果たせるように部会構成を行っています。しかも行事には全委員が参加して取り組んでいます。

このことが経験値となり、次年度所属する部会が代わっても心配なく活動できるようにしています。

主任児童委員は、「子育て親育て」の中核として、関係機関や学校と緊密に連携しながら、課題のある子どもや家庭状況の把握に努めています。

そして担当地区の民生委員児童委員と連携して一緒に取り組んだり、関係部署につながりして少しでも子どもや家庭の状況が良い方向に進んでいくように活動しています。

これからも子育てに悩んでいる保護者、課題のある子どもとその保護者からの声なき声を話せる聞ける関係を構築するとともに、ひとつひとつの行事を点検しながら更に内容のあるものにしていきたいと思います。

